# 定 款

令和元年7月1日

一般財団法人 日本車両検査協会

# 一般財団法人日本車両検査協会定款

# 第1章 総則

(名称)

第1条 本財団は、一般財団法人日本車両検査協会(英文名 Japan Vehicle Inspection Association。略称「VIA」)と称する。

# (事務所)

- 第2条 本財団は、主たる事務所を東京都北区に置く。
- 2 本財団は、理事会の決議によって、必要な地に支部を置くことができる。

# 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本財団は、車両等(自転車、自動車等及びこれらの部品、用品、附属品、整備用器具、使用材料等をいう。以下同じ。)の検査及び試験等、車両等の品質管理方法の審査並びに自転車に関連する者に対する資格認定等を行うことにより、車両等の生産、流通、貿易及び消費の増進及び改善並びに消費者の安全及び環境の向上を図ることを目的とする。

#### (事業)

- 第4条 本財団は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。
  - (1) 車両等の消費生活用製品安全法に基づく検査業務
  - (2) 車両等の産業標準化法に基づく認証業務
  - (3) 車両等の排出ガス及び騒音の試験業務
  - (4) 前各号に規定する業務以外の車両等の検査及び試験業務
  - (5) 車両等の品質改善に関する技術指導及び研究
  - (6) 車両等の検査及び試験に関する調査及び統計の作成
  - (7) 車両等の検査及び試験に関する内外関係機関等との交流及び協力
  - (8) 自転車の組立等に関する技術審査業務
  - (9) 本財団が保有する設備を使用した試験及び検査業務
  - (10) 前各号に掲げるもののほか、本財団の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業については、本邦及び海外において行うものとする。

# 第3章 資産及び会計

#### (基本財産)

- 第5条 本財団の基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
  - (1) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団 法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記の日の前日に基本財産として保有していた財産
  - (2) 評議員会の決議によって基本財産に繰り入れた財産
- 2 基本財産は、本財団の目的を達成するために善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。
- 3 基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、評議員会において、当該事項について特別の利害関係を有する評議員を除く 評議員の3分の2以上に当たる多数の承認を受けなければならない。

# (資産の管理)

第6条 本財団の資産は、理事長が管理し、その管理の方法は、理事会で承認を受けた規程による。ただし、その使途又は管理の方法を指定して寄附された財産については、その指定に従わなければならない。

# (事業年度)

第7条 本財団の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### (事業計画及び収支予算)

- 第8条 本財団の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類は、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置かなければならない。
- 3 第1項の書類は、電磁的な記録をもって作成することができる。

#### (事業報告及び決算)

第9条 本財団の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けて、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告書の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録
- 2 前項の書類は、電磁的記録をもって作成することができる。
- 3 第1項第3号の貸借対照表は、法令で定めるところにより、定時評議員会の終結 後遅滞なく、公告しなければならない。
- 4 第1項各号の書類及び監査報告書は、定時評議員会の日の2週間前から5年間、 主たる事務所に備え置かなければならない。
- 5 第1項各号の書類は、作成した時から10年間、保存しなければならない。

第4章 評議員

(評議員)

第10条 本財団に、評議員5名以上9名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

- 第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 (以下「一般法人法」という。)第179条から第195条までの規定に従い、 評議員会において行う。
- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
  - (1) 各評議員について、次のイからへまでに該当する評議員の合計数が評議員の 総数の3分の1を超えないものであること。
    - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
    - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある 者
    - ハ 当該評議員の使用人
    - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の 財産によって生計を維持している者
    - ホ ハ又は二に掲げる者の配偶者
  - へ ロから二までに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一 にする者
  - (2)他の同一団体(公益法人を除く。)の次のイからニまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

#### ロ 使用人

- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのある者にあっては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員 を除く。)である者
  - ① 国の機関
  - ② 地方公共団体
  - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
  - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
  - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
  - ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

# (評議員の任期)

- 第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに 関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利 義務を有する。

# (評議員に対する報酬等)

- 第13条 評議員に対して、各年度の総額が200万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬に関する規程に従って算出した額を報酬として支給することができる。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

#### 第5章 評議員会

#### (評議員会の構成)

- 第14条 本財団に、評議員会を置く。
- 2 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

# (評議員会の権限)

- 第15条 評議員会は、次の事項について決議する。
  - (1) 理事及び監事の選任及び解任
  - (2) 理事及び監事の報酬等の額
  - (3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
  - (4) 定款の変更
  - (5) 残余財産の処分
  - (6) 基本財産の処分又は除外の承認
  - (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

# (評議員会の開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

# (評議員会の招集)

- 第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき 理事長が招集する。
- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、 評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項の規定による請求があったときは、理事長は、遅滞なく評議員会の招集の手 続を行わなければならない。

# (評議員会の招集の通知)

- 第18条 理事長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、評議員会の日時及び場所並びに評議員会の目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

#### (評議員会の議長)

第19条 評議員会の議長は、出席した評議員の互選による。

#### (評議員会の定足数及び決議)

- 第20条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 2 評議員会の決議は、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議 員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 3 前項の規定にかかわらず、次の決議は、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
  - (1) 監事の解任
  - (2) 定款の変更
  - (3) 基本財産の処分又は除外の承認
  - (4) その他法令で定められた事項
- 4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第2項の決 議を行わなければならない。

# (評議員会の決議の省略)

- 第21条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該 提案につき評議員(当該事項について決議に加わることのできる者に限る。)の全 員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する 旨の評議員会の決議があったものとみなす。
- 2 前項の規定により評議員会の決議があったものとみなされた日から10年間、同項の書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

# (評議員会の報告の省略)

第22条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合に おいて、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員 が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会 への報告があったものとみなす。

#### (評議員会の議事録)

- 第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 前項の議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名が署名し、又は記名押印する。
- 3 評議員会の議事録は、評議員会の日から10年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

#### 第6章 役員

#### (役員の設置)

- 第24条 本財団に、次の役員を置く。
  - (1) 理事 5名以上9名以内

- (2) 監事 2名又は3名
- 2 理事のうち1名を理事長とし、もって一般法人法上の代表理事とする。
- 3 理事長のほか、必要に応じ、専務理事を1名、常務理事を1名以上3名以内及び 執行理事を置くことができる。
- 4 前項の専務理事、常務理事及び執行理事をもって一般法人法第197条において 準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

#### (役員の選任)

- 第25条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長、専務理事、常務理事、執行理事は、理事会の決議によって理事の中から 選任する。
- 3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係 があるものである理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。 監事についても、同様とする。
- 4 他の同一団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

# (理事の職務及び権限)

- 第26条 理事は、理事会を構成し法令及びこの定款で定めるところにより、職務を 執行する。
- 2 理事長は、本財団を代表し、その業務を統轄する。
- 3 専務理事は、理事長を補佐して、業務を掌理する。
- 4 常務理事は、専務理事を補佐して、業務を総括する。
- 5 執行理事は、常務理事を補佐して、業務を執行する。
- 6 理事長、専務理事、常務理事及び執行理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

# (監事の職務及び権限)

- 第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対し事業の報告を求め、本財団の業務及び 財産の状況を調査することができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

- 4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認められるとき、又は法令若しくはこの定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
- 5 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるもの を調査し、法令若しくはこの定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認める ときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。
- 6 監事は、理事が本財団の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為により本財団に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求することができる。
- 7 その他の法令及びこの定款で定めるところにより、監事の職務を執行する。

#### (役員の任期)

- 第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠又は増員として選任された理事の任期は、前任者又は他の現任者の任期の満 了する時までとする。
- 4 補欠として選任された監事の任期は、退任した監事の任期の満了する時までとする。
- 5 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は 辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事 としての権利義務を有する。

# (役員の解任)

- 第29条 理事又は監事が、決のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、その理事又は監事を解任することができる。
  - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
  - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

#### (役員の報酬等)

- 第30条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の規程に従って算出した額を報酬等として支給することができる。
- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

# (理事の取引の制眼)

- 第31条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
  - (1) 自己又は第三者のためにする本財団の事業の部類に属する取引
  - (2) 自己又は第三者のためにする本財団との取引
  - (3) 本財団がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本財団とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

# (役員の責任の免除)

- 第32条 本財団は、一般法人法第198条において読み替えて準用する同法第114条第1項の規定に従い、役員の一般法人法第198条において読み替えて準用する同法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
- 2 理事は、前項に関する議案(理事の責任の免除に限る。)を理事会に提出すると きは、監事全員の同意を得なければならない。

# (兼任の禁止)

第33条 役員及び評議員は、相互に兼ねることができない。

#### (顧問及び参与)

- 第34条 本財団に、事業の円滑な遂行を図るため、必要に応じて、顧問を5名以内 及び参与を5名以内置くことができる。
- 2 顧問及び参与は、学識経験者又は本財団に功労のあった者のうちから、理事会の 決議によって選任及び解任する。
- 3 顧問は、本財団の運営に関して理事長の諮問に答え、又は理事長に対して意見を 述べる。任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定 時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 4 参与は、本財団の業務の処理に関して理事長の諮問に答える。任期は、選任後1 年以内に終了する事業年度に関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 5 顧問及び参与に関する必要な事項は、理事会の承認を受けて理事長が別に定める。

# 第7章 理事会

(理事会の構成)

- 第35条 本財団に、理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

- 第36条 理事会は、次の職務を行う。
  - (1) 本財団の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督
  - (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任すること ができない。
  - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
  - (2) 多額の借財
  - (3) 重要な使用人の選任及び解任
  - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更又は廃止
  - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その 他本財団の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の 整備
  - (6) 第32条第1項の責任の免除

(理事会の開催)

- 第37条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする。
- 2 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 理事長が必要と認めたとき
  - (2) 理事長以外の理事から理事長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
  - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日に理事会を開催する旨の招集の通知が発せられない場合において、その請求した理事が招集したとき
  - (4) 一般法人法第197条において準用する同法第101条第2項の規定に基づいて監事が理事会の招集を請求したとき又は同条第3項の規定に基づいて監事が招集したとき

#### (理事会の招集)

- 第38条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び同項第4号後段の規定により監事が招集する場合を除く。
- 2 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内の日に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集する者は、理事会の日時及び場所並びに会議の目的である事項及び その内容を示した書面をもって、理事会の開催日の5日前までに、各役員に対して 通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続 を経ることなく理事会を開催することができる。

# (理事会の議長)

- 第39条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、出席した理事の互選による。
- 2 前項本文の規定にかかわらず、第37条第3項第3号又は第4号後段の規定により臨時理事会を開催したときは、出席した理事の互選による。

#### (理事会の定足数及び決議)

- 第40条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 2 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

#### (理事会の決議の省略)

第41条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができる者に限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

# (理事会の報告の省略)

- 第42条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、当該事項を理事会に報告することを要しない。
- 2 前項の規定は、第26条第6項の規定による報告には適用しない。

#### (理事会の議事録)

- 第43条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

3 第1項の議事録又は第41条の意思表示を記載し、若しくは記録した書面若しく は電磁的記録は、理事会の日から10年間、主たる事務所に備えかなければならな い。

第8章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

- 第44条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(合併等)

- 第45条 本財団は、評議員会の決議によって、一般法人法上他の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び事業の全部又は一部の廃止をすることができる。
- 2 前項の決議は、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(解散)

第46条 本財団は、一般法人法第202条に規定する事由及びその他法令で定めた 事由によって解散する。

(剰余金及び残余財産の処分等)

- 第47条 本財団は、剰余金の分配を行うことができない。
- 2 本財団が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議によって、 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法 人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

- 第48条 本財団の公告は、電子公告により行う。
- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により公告を行う。

第10章 補則

(事務局)

第49条 本財団に、事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 職員は、理事長が任免する。

#### (書類等の備置き及び閲覧等)

- 第50条 本財団は、法令及びこの定款で定めるところにより、主たる事務所に、次に掲げる書類及び帳簿を備え置き、かつ、保存しなければならない。
  - (1) 定款
  - (2) 評議員、理事及び監事の名簿
  - (3) 評議員会及び理事会の議事に関する書類
  - (4) 役員等の報酬規程
  - (5) 事業計画書及び収支予算書
  - (6) 第9条第1項各号の書類
  - (7) 監査報告書
  - (8) その他法令で定める書類及び帳簿
- 2 前項各号の書類及び帳簿の閲覧等については、法令の定めによる。

# (個人情報の保護等)

第51条 本財団は、業務上知り得た個人情報及び特定個人情報の保護に万全を期す ものとする。

#### (実施細則)

第52条 この定款に定めるもののほか、本財団の運営に必要な事項は、理事会の承認を受けて理事長が別に定める。

#### 附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び 公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一 般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本財団の最初の代表理事は野口宣也とする。

- 4 本財団の最初の業務執行理事は山中昭夫、櫻井とも三及び矢﨑秀とする。
- 5 本財団の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

梅原忠雄荻野敏行佐々木滋福田悦裕吉川章若井博雄

附則

この定款は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この定款は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この定款は、令和元年7月1日から施行する。

参考 最初の施行日は、平成25年4月1日。